

根室市男女共同参画基本計画（平成 27 年度～36 年度）【概要版】

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨（計画書 2 頁）

人口減少や少子高齢化の進行などにより変化した家族形態、多様化する価値観やライフスタイルなどへの対応や、いまだに残る家庭・職場・地域社会などにおける固定的な性別役割分担意識の解消を図る。

また、深刻化する配偶者やパートナーから暴力（DV）やストーカーへの対応、女性の活躍推進に向け、仕事と家庭を両立できる環境整備への支援などの新たな視点を加え、「根室市男女共同参画基本計画（平成 27 年度～36 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する。

2 計画の性格と位置づけ（計画書 3 頁）

○男女共同参画社会基本法に基づく基本計画

※次の 2 つの計画を一体として策定

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画（DV 対策基本計画）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画（女性活躍推進計画）

3 計画の期間（計画書 3 頁）

平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間（第 9 期根室市総合計画と同期間）

4 男女共同参画の背景（計画書 4～5 頁）

5 根室市の現状（計画書 6～11 頁）

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（計画書 14 頁）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

2 計画の基本目標（計画書 15 頁）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

⇒一人ひとりがお互いを認め合い尊重し合う意識の醸成を図る

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

⇒個人の人権が尊重され、あらゆる暴力を認めない環境づくりと疾病の早期発見など健康の増進を図る

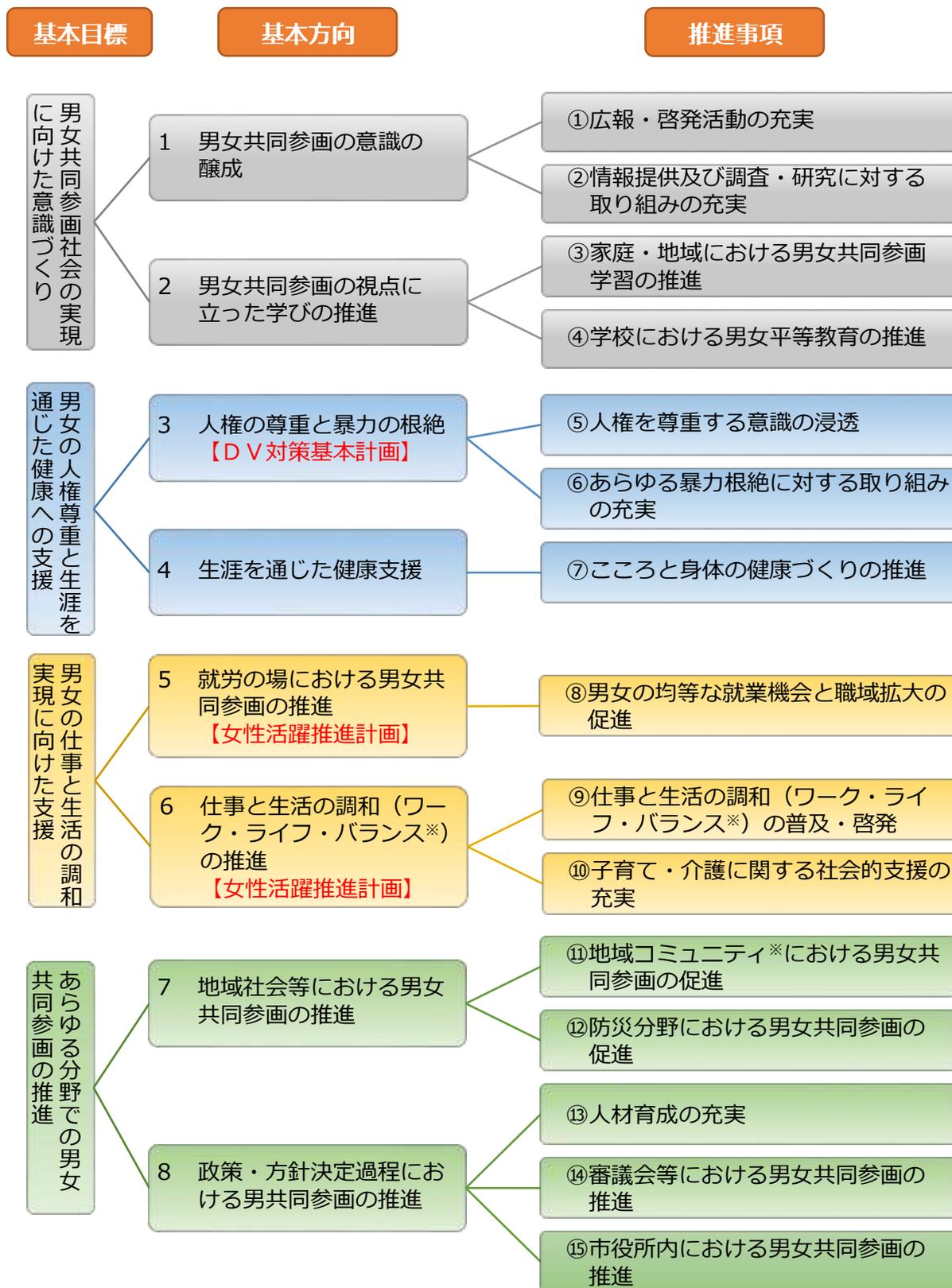
基本目標Ⅲ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

⇒個人の個性と能力が発揮でき、仕事と家庭、地域社会が両立できる環境への支援

基本目標Ⅳ あらゆる分野での男女共同参画の推進

⇒男女が共に役割や責任を担うことができる仕組みの構築を図る

3 計画の体系 (計画書 16頁)



第3章 施策の展開 (計画18～33頁)

・基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり (計画書18～21頁)

基本方向1 男女共同参画の意識の醸成

- ・広報ねむろ、ホームページ等及び講演会やまちづくり出前講座による啓発
- ・男女共同参画に関する調査等の実施

基本方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

- ・育児等の知識や技術の習得できる講座や男女共同参画の学習機会の充実
- ・キャリア教育の推進や教職員研修の充実など男女平等教育の推進

・基本目標Ⅱ 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援 (計画書22～25頁)

基本方向3 人権の尊重と暴力の根絶

- ・人権教育の推進、相談窓口等の状況提供など
- ・DV等のあらゆる暴力防止に向けた啓発や被害に対する相談支援等の推進

基本方向4 生涯を通じた健康支援

- ・女性特有の病気への理解や健康相談体制の充実など健康づくりの推進

・基本目標Ⅲ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援 (計画書26～29頁)

基本方向5 就労の場における男女共同参画の推進

- ・関係法令の周知、働き方の見直しなど

基本方向6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報活動やセミナー等の実施
- ・子育てや介護への負担軽減など仕事との両立に向けた支援の充実

・基本目標Ⅳ あらゆる分野での男女共同参画の推進 (計画書30～33頁)

基本方向7 地域社会等における男女共同参画の推進

- ・地域コミュニティにおける男女共同参画の促進
- ・防災分野における男女共同参画の推進

基本方向8 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- ・研修会、女性セミナーなど人材育成への取り組みを推進
- ・行政分野における男女比率の均衡化など

第4章 計画推進体制 (計画書36頁)

- 1 住民の参画と協働の推進
- 2 市役所における推進体制
- 3 国・北海道等との連携
- 4 計画の進行管理
- 5 成果指標

資料編

- ・根室市男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱 (計画書38頁)
- ・根室市男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿 (計画書39頁)